

**女性活躍推進法に基づく  
特定事業主行動計画**

**球 磨 村**

## 球磨村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年6月30日

球磨村長

球磨村議会議長

球磨村教育委員会

球磨村選挙管理委員会

球磨村代表監査委員

球磨村農業委員会

球磨村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、球磨村長が策定する特定事業主行動計画である。

### 1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

### 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、球磨村特定事業主行動計画推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、村において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、村において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

#### 【人材育成・教育訓練及び配置・登用】

- ① 平成 31 年度までに、本庁係長相当職以上の女性職員の割合を、少なくとも平成 27 年度の実績 (20.51%) の 1 割増の 22% 以上にする。

#### 【継続就業及び仕事と家庭の両立】

- ① 平成 32 年度までに、育児休業を取得する男性職員を 1 人以上達成するよう努める。
- ② 平成 32 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を 60% 以上にする。

#### 【長時間勤務の縮減】

- ① 平成 32 年度までに、月に 60 時間以上超過勤務を行う職員の割合を、平成 26 年度の実績 (10%) より 4% 以上引き下げ、6% 以下にする。
- ② 平成 32 年度までに、年次休暇の平均取得日数の 7.8 日 (平成 26 年度実績) を 10 日以上にする。
- ③ 平成 32 年度までに、年次休暇を 40% 以上取得する職員の割合を 5 割以上にする。
- ④ 平成 28 年度から平成 32 年度までの間、週に 1 回以上定時退庁する職員の割合を毎年度 100% にする。

### 4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、村において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

#### 【人材育成・教育訓練及び配置・登用】

- ① 平成 28 年度より、係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。
- ② 平成 28 年度より、女性職員のみを対象とする研修「女性職員ステップアップ研修」や外部研修 (自治大学校、市町村アカデミー等) への派遣を行う。
- ③ 平成 29 年度より、女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置する。

### 【継続就業及び仕事と家庭の両立】

- ① 平成 28 年度より、出産を控えている全ての男女に対し、管理職員（又は人事担当部局）による面談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進やキャリアプランに関する助言を行う。
- ② 平成 28 年度より、育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。
- ③ 平成 29 年度より、男性の育児休業取得の促進に向けて、管理職員を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施する。

### 【長時間勤務の縮減】

- ① 平成 28 年度より、超過勤務の縮減に向け、課局ごとの超過勤務の状況を、人事担当課で把握できるようにし、超過勤務の多い職場の管理職からのヒアリングを行ったうえで注意喚起を行う。
- ② 平成 28 年度より、小学校就学始期に達するまでの子どもがいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限する制度について周知徹底を図る。
- ③ 平成 28 年度より、定時退庁日を設定し、庁内放送及びグループウェア等による注意喚起を図るとともに、管理職員による定時退庁の率先垂範を行う。
- ④ 平成 28 年度より、職員が年次休暇の取得目標を設定し、各職員への徹底を図る。
- ⑤ 平成 29 年度より、職員の業務分担の見直しを行い、各職員の業務量の平準化を図るとともに、取組の結果も踏まえ、対象部局の拡大について検討を行う。
- ⑥ 平成 28 年度より、ワークライフバランス推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくり、時間当たりの生産性を重視した人事評価を実施する。